

令和5年度

「足場の組立て等作業主任者」技能講習

— ご 案 内 —

建設業労働災害防止協会
新潟県支部
新潟労働局長登録第24号

労働安全衛生法の定めるところにより、次の作業を行う場合は、労働局長に登録する教習機関が行う標記の技能講習を修了した者のうちから各作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっています。

対象作業

・つり足場 ・張出し足場 ・高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

1 講習期日、会場等

1 開催日	2023年7月13日(木)～7月14日(金)
2 会場	長岡建設会館
3 申込先	建設業労働災害防止協会新潟県支部 長岡分会 〒940-0857長岡市沖田3丁目28番地 TEL0258-32-0616 FAX0258-36-8687
4 受付期間	2023年6月19日(月)～6月23日(金)
5 申込方法	窓口に申込書と受講料を添えて直接申込み、または、現金書留にて申込書と受講料を上記の住所へお送りください。 ※長岡分会では振込での申込は受付ておりません。

※受講者が少数の場合、中止することもありますのでご了承願います。

人材開発支援助成金のご案内

この技能講習は、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象です。
なお、詳しくは下記へ問い合わせ下さい。

新潟労働局職業対策課 助成金センター

〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1F

TEL (025) 278-7181

2 受講対象者

1. 21歳以上であって、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
2. 大学、高専、高校において土木、建築又は造船に関する学科を卒業し、その後2年以上足場の組立て等の作業経験を有する者
3. その他厚生労働大臣が定める者
 建築等の職業訓練を修了し、その後2年以上足場の組立て等の作業経験のある者（足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条の資格を有する者）

3 受講者別受講科目と受講料

講習内容及び時間		講習対象別	イ 一部免除受講者	
			全科目受講者	
第二日	専門知識 (9:00~17:05)	7時間	—	—
	関連知識 (9:00~12:10)	3時間	—	—
	教育・指導 (12:50~14:20)	1.5時間	1.5時間	1.5時間
	関係法令 (14:30~16:00)	1.5時間	1.5時間	1.5時間

	受講料 (税抜)	消費税 (10%)	税込受講料 (A)	テキスト代 (税抜)	消費税 (10%)	税込テキスト代 (B)	合計 (A+B) (消費税、テキスト代込)
全科目	12,895 円	1,289 円	14,184 円	1,560 円	156 円	1,716 円	15,900 円
一部免除	10,258 円	1,026 円	11,284 円	1,560 円	156 円	1,716 円	13,000 円

登録番号 T5010405001851

一部免除受講者の受講が必要な講習科目は、第二日目の教育・指導、関係法令のみとなります。（修了試験は受けていただきます。）

講習時間に遅れないようにして下さい。

第二日目の関係法令終了後、修了試験を行います。

欠席者の受講料は原則としてお返しいたしませんのでご了承下さい。

4 申込方法

- (1) 「受講申込書」の当該箇所に、必ず受講者本人が誤字・あて字等ないように記入のうえ、（長岡分会窓口現金添えてお申し込みください。郵送の方は現金書留）
- (2) 「受講申込書」には、次のものを添付して下さい。

- ① 科目の一部免除者は資格を証する書面等のコピー（講習日に原本を確認いたしますので必ず持参して下さい。）
- ② 写真（3cm×2.5cm）1枚（6ヶ月以内に撮影された、脱帽・無背景のもの）※FAXでの申込者は写真の裏に氏名・受講番号を記入して講習日に必ず持参して下さい。
- ③ 本人確認証明書（氏名、生年月日及び住所を確認できる書面）のコピー

本人確認証明書は次のいずれかの1つ（当日原本を確認します）

- ① 自動車運転免許証 ② 健康保険証 ③ 住民票
- ④ 労働安全衛生法の各種免許証
- ⑤ 建災防新潟県支部の各種技能講習修了証（安全衛生教育等は含まれません）

写 真

全面のり付けし
貼付けて下さい

3cm × 2.5cm

足場の組立て等作業主任者 技能講習受講申込書

※受付番号No

講習希望日	年 月 日～		日開催分	
ふりがな				
氏 名	㊟			
併記を希望する場合の旧姓または通称	(旧姓又は通称名が確認できるもの) (住民票等)の写しを添付すること			申込内容について事実と相違ありません
生年月日	昭和・平成	年	月	日 (満才)
現住所	〒 -			
自宅電話番号			携帯電話番号	
当該業務の 経験年数	①	※平成27年6月末までの経験年数		
		自 昭和・平成	年	月 年 ヶ月
		至 昭和・平成	年	月
	②	※平成27年7月からの平成29年6月末までの経験年数		
		自 平成	年	月 年 ヶ月
	至 平成	年	月	
③	※平成29年7月以降の経験年数			
	自 平成・令和	年	月 年 ヶ月	
	至 平成・令和	年	月	
	①+②+③の合計年数			年 ヶ月
	(注) ※足場の組立て等特別教育修了日 平成・令和 年 月 日 (特別教育修了証の写しを添付して下さい) ①の経験年数がない場合は、特別教育修了日以降のみが経験年数となります			
経験年数が 2年から3年 未満の方のみ 記入して下さい	卒業証書の写し又は卒業証明書を同時に提出して下さい。 下記のいずれかに○を付け、具体的に記入して下さい。 (土木、建築、造船)に関する学科を専攻して卒業しました。			
	最終学校 (学校教育法による学校)	()		大学・短大 高校・高専(5年制)
	学科名	科卒業	卒業年月	昭和・平成 年 月
所 属	事業場名			担当者名
	所在地	〒 -		
	電話番号			FAX
事業主証明	上記の経験年数が相違ないことを証明します			新潟県支部 会員、非会員別
	㊟			会 員 非 会 員
講習の一部免除 希望の有無	有	無	講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面を申込時に添付すること	
個人情報の取扱いについて 本申込用紙にて当支部に提供していただいた個人情報は、技能講習及び教育の修了証管理の目的以外では一切使用いたしません。				

【注意事項】 ・受講申込みの際の特別教育修了証の添付の要・否等については、裏面からご確認願います。
・本人確認書類(自動車運転免許証コピーなど)は必ず添付して下さい。

年 月 日

建設業労働災害防止協会 新潟県支部 殿

修了証の統合について

※ 建災防新潟県支部で発行した技能講習修了証を1枚に統合できます。

(講習申込時以外の統合申込には別途手数料が必要になります。)

①統合を希望する修了証に○印を記入して下さい。(新潟県支部以外で発行したものは○印を付けないで下さい。)

②氏名が変わって技能講習修了証の書替が済んでいない場合は戸籍抄本又は住民票等を添付して下さい。

※建災防新潟県支部以外で発行されたものは統合できません。

講 習 の 種 類	修了証番号	交 付 年 月 日
足場組立	第 号 S・H・R	年 月 日
型枠支保工	第 号 S・H・R	年 月 日
地山の掘削	第 号 S・H	年 月 日
土止め支保工	第 号 S・H	年 月 日
地山及び土止(平成18年6月以降の修了者)	第 号 H・R	年 月 日
木造組立	第 号 S・H・R	年 月 日
建築鉄骨	第 号 S・H・R	年 月 日
コンクリート造解体	第 号 S・H・R	年 月 日
鋼橋架設	第 号 H	年 月 日
コンクリート橋架設	第 号 H	年 月 日
ずい道掘削	第 号 S・H・R	年 月 日
ずい道覆工	第 号 S・H・R	年 月 日
車両系(整地用)	第 号 S・H・R	年 月 日
車両系(解体用)	第 号 S・H・R	年 月 日
車両系(解体特例)(第1種・第3種)	第 号 H	年 月 日
車両系(基礎工事)	第 号 S・H・R	年 月 日
不整地運搬車	第 号 H・R	年 月 日
高所作業車	第 号 H・R	年 月 日
小型移動式クレーン	第 号 H・R	年 月 日
玉掛け	第 号 S・H・R	年 月 日

私は上記の技能講習を建設業労働災害防止協会新潟県支部で修了いたしました。

建設業労働災害防止協会新潟県支部長 殿

氏 名 _____

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の 受講申込みをされる皆様に

—「足場の組立て等特別教育修了証」等の添付のお願い—

この技能講習を受講するには、3年以上の経験が必要ですが、平成27年7月1日の労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て等の業務」に従事する者は「足場の組立て等特別教育」を受講するよう規定されたことから、今後、この技能講習を受講される皆様からは、従来からの事業主による経験証明に加え、原則として「足場の組立て等特別教育の修了の有無」を確認させていただくこととしました。

ついては、受講申込みの際には、次により対応をお願いします。

1 足場の組立て等特別教育修了証（写し等）の添付が必要

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等の経験はあるものの平成29年6月30日までの間では経験年数が3年に満たない者
- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することとなった者

2 その他注意事項

- ① 満18歳に満たない年少者には、足場の組立て等の業務は禁止されていることから、業務経験年数は満18歳に達してからの年数となります。
- ② 改正労働安全衛生規則の経過措置は終了しましたので、平成29年7月1日以降は、「足場の組立て等特別教育」を受講していないと「足場の組立て等の業務」に従事できなくなっていますのでご注意ください。

受講者の皆様へ

建設業労働災害防止協会新潟県支部（略称：建災防）では、常時換気を行うなど新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて教育講習を行っております。

教育講習会場に入る際に検温を実施しておりますのでご協力をお願いします。

受講者の皆様からは、体調管理に留意いただくとともに、引き続き感染症の拡大防止のため発熱等の風邪症状や味覚障害、倦怠感等がみられる場合、教育講習の受講見合わせをお願いいたします。

受講を見合わせた方には次回への変更等考慮いたします。

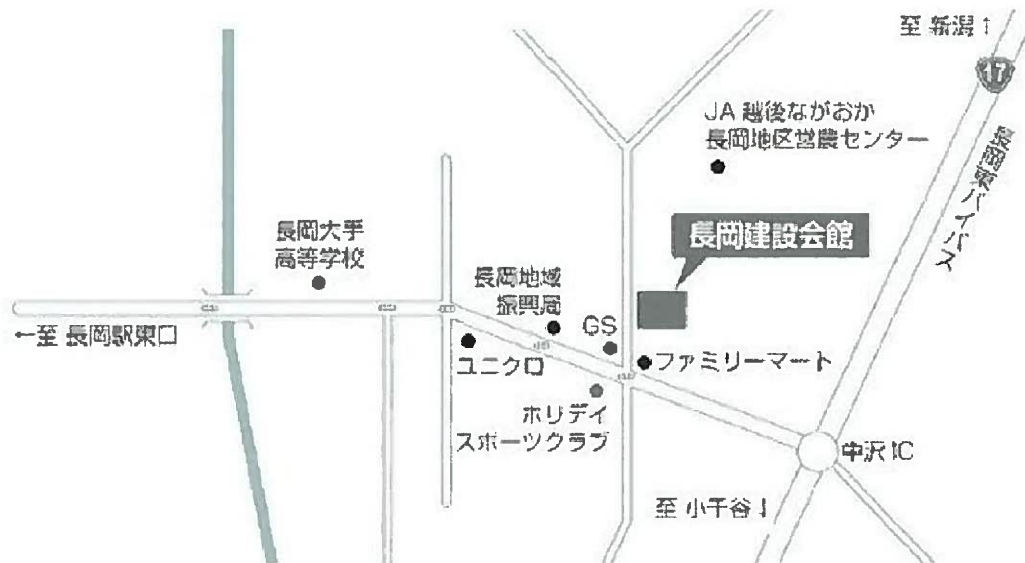
マスクは恐縮ですが各自でご準備願います。

なお、各教育講習では募集定員を半減させて開催しておりますので早めの申し込みをお願いします。

また、行政当局からの自粛要請により、教育講習を中止する場合がございますので予め御了承願います。

受講予定の皆様には、希望に添えない場合もあろうかと存じますが、ご理解を賜りたく何とぞよろしくをお願いいたします。

長岡建設会館案内図



※ 長岡東バイパス中沢交差点から長岡駅東口方向に進み、最初の信号を右折してすぐ右、長岡保健所の反対側に長岡建設会館があります。